

令和8年度

住警器等配付モデル事業実施地区の募集について

一般社団法人全国消防機器協会

社会貢献委員会

一般社団法人全国消防機器協会（以下「協会」という。）におきましては、火災による死者数の急増、地域の安全・安心に対する意識の高まりなど消防防災分野を取り巻く社会情勢を踏まえ、協会及び傘下の団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献を積極的に行うことを目的として、協会に「社会貢献委員会」を設置し活動しているところであります。

特に、平成23年6月から、全国のすべての住宅に住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置が義務化されたことを踏まえ、さらに住民一人ひとりが住宅防火に関心をもっていただくために、これらの機器の普及に係る広報・普及啓発活動の一助となすため、全国の20地域の高齢者等（災害時要援護者のうち避難行動要支援者を含む。以下同じ。）世帯を中心に住警器、住宅用消火器（以下「消火器」という。）及び防災品を贈呈することとしています。

令和8年度につきましては、更なる住民の住宅防火に対する意識の高揚並びに住警器の更なる普及や円滑な取替え並びに消火器及び防災品の普及促進を図るため、別添1のとおり「令和8年度 住警器等配付モデル事業実施要綱」を策定しました。

この要綱に基づき、高齢者等世帯に対する住警器、消火器及び防災品（以下「住警器等」という。）の配付及び取付けを行うモデル事業（以下「モデル事業」という。）を下記のとおり実施することとし、全国各都道府県内の市町村、消防本部等に対して、配付モデル事業の実施希望者の募集を行うことといたしました。

記

1 配付モデル事業実施対象地区

配付モデル事業実施対象地区は、住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会（連絡会等を含む。）自治会等が整備されている市区町村又は消防本部内の地区で、次の要件を満たし、かつ、配付及び取り付け等の配付モデル事業に協力が可能な地区とする。

(1) 地区は、申請される消防本部等が管轄している地域全体ではなく、特に住警器等の設置について啓発普及を推進する必要性の高い地区（町区単位・自治会単位・学区単位など）とすることが望ましいこと。

(2) 地区内の高齢者等所帯が、概ね100世帯以上であること。

なお、1地区でこの要件を満たさない場合にあっては、複数の地区を対象とすることができると。

(3) 配付モデル事業を行う事により、住警器等の普及の促進に効果があると認められること。

(4) 消防団、女性防火クラブ、自治会等の協力により、配付した住警器等の配付、設置等が適正に行うことができ、かつ、火災などの災害時に高齢者等世帯への支援体制の環境が整っていること。

(5) 原則として、配付モデル事業実施地区は、過去に当社会貢献委員会から住警器等の配付を受けていないこと。

なお、申請団体が過去に申請されている場合でも、配付モデル事業の実施を予定している地区が異なる場合には、対象となること。

(6) 配付モデル事業実施地区の決定後又は配付モデル事業の実施にあたっては、当該地区の住民や報道機関等に対し、配付モデル事業の内容・実施、住警器等の普及・住宅防火対策等の情報提供を行い、その広報に努めていただきたいこと。

2 贈呈予定の住警器等

(1) 住警器は、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）に適合する煙を感知する性能を有する住警器とし、1地区当たり50個を贈呈する。

(2) 消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）に適合する住宅用消火器とし、1地区当たり25本を贈呈する。

(3) 防災品は、公益財団法人日本防災協会が認定する防災毛布とし、1地区当たり25枚を贈呈する。

3 住警器等贈呈式及び住宅防火対策講演会の実施地区の募集

配付モデル事業実施地区の決定後において、原則として、1地区において贈呈式及び住宅防火対策講演会を当社会貢献委員会及び実施地区団体（申請者など）との共催により行う予定としており、協力いただける団体を募集します。

4 申請書

申請書は、別添2の「令和8年度住警器等配付モデル事業実施要綱 別記様式」による。

申請書の様式は、当協会HP <https://www.nfes.or.jp> からダウンロードできます。

5 申請期限

令和8年5月29日（金）必着

（申し込みは、関係書類を電子メールで送信してください。）

6 申請書提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館12階
一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」

TEL 03-6263-8570 E-mail kikikain@nfes.or.jp

担当者 橋本／鈴木